

# 岐阜県公報

第二千四十七号  
平成二十一年五月十五日

(金曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始  
保安林の指定予定

(治山課) 三四九  
(道路維持課) 三五〇  
(岐阜農林事務所) 三五〇

### 公示

落札者等に関する公示  
特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
落札者等に関する公示  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
土地改良事業の工事の完了  
基本測量の実施  
公共測量の実施  
公共測量の終了  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任  
建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正

(税務課) 三五〇  
(環境生活政策課) 三五一  
(同) 三五一  
(医療整備課) 三五二  
(商業流通課) 三五三  
(農地計画課) 三五三  
(用地課) 三五四  
(同) 三五四  
(同) 三五四  
(西濃農林事務所) 三五五  
(揖斐農林事務所) 三五五  
(同) 三五五  
(恵那農林事務所) 三五六  
(建築指導課) 三五七

### 正誤

(建築指導課) 三五七

## 告示

岐阜県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市高鷲町鷲見字下新田三六の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。



5 梨谷の相井方の住所及び氏名 岐阜県中川区藤2丁目1番21号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海  
代表取締役 中村 充博

6 額定価額 56,000,700円

7 梨谷に関する事務を担当する部面の名称及び所在地

- (1) 部面の名称 岐阜県総務部総務課
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市藤田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さといも塾

三代 表 者 の 氏 名 鷲見 勝彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市土田四二六七番地六

五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会・市民に対して、里芋その他の

野菜の栽培指導に関する事業を行うとともに、里芋の品質改良・里芋に係る商品開発を行い地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年四月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DOREMIみらい

三代 表 者 の 氏 名 相馬 清美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市土田五三一一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、国籍・年齢を問わず在日外国人との共生を進めながら、臨床美術士等の育成、普及と専門知識及び高度な技術の向上を目指すとともに、普段の生活が心豊かに暮らすことを願う方々に対して、世代間交流及び多文化共生を推進し、国際交流を図りながら、地域に密着した介護予防・重度化防止に取り組むことで住民一人ひとりが安心して暮らせることを目的とする「福祉でのまちづくり」に関する事業を行い、「ふだんのくらしがしあわせに」なるよう、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワイ・アイ・ケー

三代 表 者 の 氏 名 中田 直太郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市高根町小日和田二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域振興活動に関わる団体や個人に対して、地域振興活動の運営側と参加者側の相互の交流・情報交換、人的ネットワークの構築に関する事業や、地域振興活動についての助言に関する事業を行うとともに、広く一般市民に対して、地域振興活動に関わる情報提供、

地域振興活動の運営側と参加者側の相互の交流・情報交換、人的ネットワークの構築に関する事業や、地域振興活動についての助言に関する事業を行うとともに、広く一般市民に対して、地域振興活動に関わる情報提供、



燃料 重油 JIS 1種1号 280,000ℓ

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年2月13日
- 4 落札者を決定した日 平成21年3月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町1丁目38番地  
フタチ石油株式会社  
代表取締役 足立 常孝
- 6 落札金額 42,210円/ℓ
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県立下田温泉病院事務同総務課管理担当  
(2) 所在地 岐阜県下田市幸田1162番地

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。  
なお、その意見書は平成二十一年五月十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
パロー市橋店（Aゾーン）  
岐阜市市橋二 二五 外
  - 二 意見の概要  
岐阜市長の意見  
・来店車両の右折入庫に伴う右折待ち渋滞が発生しないよう、必要な措置を講じるよう配慮願います。
  - ・搬入車両の経路において右折待ち渋滞が発生しないよう、必要な措置を講じるよう配慮願います。 外
- （届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。  
なお、その意見書は平成二十一年五月十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
パロー市橋店（Bゾーン）  
岐阜市市橋二 七 一一 外
  - 二 意見の概要  
岐阜市長の意見  
・来店車両の右折入庫に伴う右折待ち渋滞が発生しないよう、必要な措置を講じるよう配慮願います。
  - ・搬入車両の経路において右折待ち渋滞が発生しないよう、必要な措置を講じるよう配慮願います。 外
- （届出事項 新設）

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油 税財源身替農道整備事業	乙 姫 地 区	平成二一・三・一九

県営農村環境整備事業	保古の湖地区	平成二〇・二二・五
------------	--------	-----------

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十一年五月十一日から

同 二十二年二月二十六日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

三 公共測量（可児市公共基準点整備）  
作業期間

平成二十一年四月二十日から

同 二十二年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十年四月一日から

同 二十一年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
岐阜市
- 二 作業種類  
公共測量(都市計画基本図作成)
- 三 作業期間  
平成二十年七月十八日から  
同二十一年三月十三日まで
- 四 作業地域  
岐阜市長が指定する場所

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所
- 二 作業種類  
公共測量(ダム管理基準点測量)
- 三 作業期間  
平成十九年九月二十日から  
同二十年三月二十日まで
- 四 作業地域  
揖斐郡揖斐川町字開田地内他(徳山ダム貯水池)

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	高須輪中土地改良区	認可年月日	平成二一・五・七
--------	-----------	-------	----------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区	退任した役員	就任した役員																					
土地改良区	<table border="1"> <tr> <th>退任年月日</th> <th>役名</th> <th>名</th> <th>住</th> <th>所</th> </tr> <tr> <td>平成二〇・一〇・二一</td> <td>理事</td> <td>原 一</td> <td>男</td> <td>揖斐郡池田町下東野三九二番地の一</td> </tr> </table>	退任年月日	役名	名	住	所	平成二〇・一〇・二一	理事	原 一	男	揖斐郡池田町下東野三九二番地の一	<table border="1"> <tr> <th>就任年月日</th> <th>役名</th> <th>氏</th> <th>名</th> <th>住</th> <th>所</th> </tr> <tr> <td>平成二一・三・二六</td> <td>理事</td> <td>河村</td> <td>治雄</td> <td>揖斐郡池田町下東野三九九番地の一</td> </tr> </table>	就任年月日	役名	氏	名	住	所	平成二一・三・二六	理事	河村	治雄	揖斐郡池田町下東野三九九番地の一
退任年月日	役名	名	住	所																			
平成二〇・一〇・二一	理事	原 一	男	揖斐郡池田町下東野三九二番地の一																			
就任年月日	役名	氏	名	住	所																		
平成二一・三・二六	理事	河村	治雄	揖斐郡池田町下東野三九九番地の一																			

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次のと

おり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖西用水土地改良区	平成二一・五・一五

土地改良区の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
粕川一ノ井水土地改良区	平成二一・五・一五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
えな土地改良区	平成三・三・三	理事	市川貞昌	恵那市長島町久須見	二五四番地
			水野量夫	同	一〇七二番地四
			安田慶博	同	一三六六番地
			安藤昭治	同	一八四三番地一
			小林敏彦	恵那市長島町永田	六四五番地
			伊藤祐道	同 東野	二四一四番地
			依馬和昌	同	一六二六番地一
			渡邊樹弘	同	一〇二八番地
			光岡克昌	同	二二四六番地二
			市川賛平	恵那市三郷町野井	三八〇番地一
			市川幸雄	同	一五九六番地三
			西尾文彦	恵那市三郷町佐々良木一七八八番地一〇	一九四番地二五八
			小木曾一隆	同	七四四番地
			小木曾義光	同	二八七番地
			度會金利	恵那市三郷町椋実	六二五番地一
			伊藤忠義	同 武並町竹折	一五四九番地
			篠原正桂	同	六八一番地
			伊藤利弘	同	八四五番地
			山本芳幸	恵那市武並町藤	一一三番地五
			前田敏博	同	一三五五番地
			曾我五郎	同	中津川市茄子川二〇〇七番地七六三
			大嶋晋一	同	恵那市長島町久須見 一四六二番地
		監事	市岡孝之	同	三郷町佐々良木一〇八〇番地
			後藤満	同	武並町藤 七八〇番地
			加藤彰正	同	

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
改定	えな土地改良区	平成二一・四・一	理事	市川貞昌	恵那市長島町久須見	二五四番地
同			同	水野量夫	同	一〇七二番地四
同			同	小栗征一	同	一四〇五番地
同			同	安田幸夫	同	二〇四〇番地
同			同	小林敏彦	恵那市長島町永田	六四五番地
同			同	伊藤光容	同	一九〇九番地九
同			同	依馬和昌	同	一六二六番地一
同			同	千藤隆也	同	三七四番地
同			同	三宅康之	同	二二七三番地二
同			同	安藤浩兵	恵那市三郷町野井	一四六二番地
同			同	石川柳平	瑞浪市須野志町	一丁目九〇番地
同			同	西尾勉	恵那市三郷町佐々良木	一八八七番地
同			同	小木曾訓平	同	六〇九番地
同			同	度會和良	同	三七四番地
同			同	玉置重博	恵那市三郷町椋実	一〇三九番地
同			同	遠山一徳	同	九〇番地一
同			同	山本道一	同	一一一九番地二
同			同	田口則夫	恵那市長島町久須見	一三三八番地
同			同	加藤美喜	同	六六一番地
同			同	山本教一	同	二三〇一番地一
同			同	渡邊良輝	同	一九七五番地
同			同	監事 市岡孝之	恵那市長島町久須見	一四六二番地
同			同	同 後藤満	三郷町佐々良木	一〇八〇番地
同			同	同 與合和武	同	一三二二番地一の二

正誤

(原稿誤り)

平成二十一年四月十四日第二千三十九号 建築基準法に基づく道路の位置指定(岐阜

県告示第二百八十三号)二八五頁下段の表中

同 市瑞穂字東原七八二番四

は 同 市瑞穂字東原七八二番四

同 市瑞穂字東原七八二番一

は 瑞穂市瑞穂字野口一〇八一番一 の誤り。

平成二十一年五月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社